

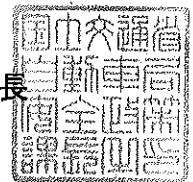


国自安第 73号の2
 国自情第113号の2
 国自貨第 61号の2
 国自整第106号の2
 平成24年9月10日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省

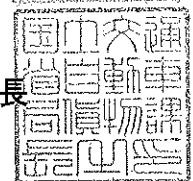
自動車局安全政策課長



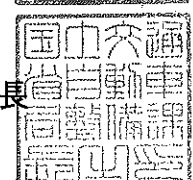
自動車局自動車情報課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について

標記について、別添の通り各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知をお願いします。

また、本通達による取扱いの期間を超えることが予想される事業者に対しては、本通達による取扱いの期間終了までに被災地域内又はその付近に営業所を新設する認可を取得するよう指導されるとともに、改正後の通達6.(1)の情報提供があった場合には、2.及び3.の取扱いが適切に行われているか確認し、適切に行われていない場合には指導及び配車元営業所を管轄する運輸支局等へ報告されるよう併せてお願いします。

「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自安第 19 号 国自情第 41 号 国自貨第 21 号 国自整第 46 号 平成 23 年 9 月 13 日</p> <p><u>国自安第 73 号</u> <u>国自情第 113 号</u> <u>国自貨第 61 号</u> <u>国自整第 106 号</u> 一部改正 平成 24 年 9 月 10 日</p>	<p>国自安第 19 号 国自情第 41 号 国自貨第 21 号 国自整第 46 号 平成 23 年 9 月 13 日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局自動車情報課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について</p> <p>東日本大震災における甚大な被害、その後の復旧・復興事業に際し、被災地域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成 23 年政令第 127 号）第 1 条に規定する特定被災地方公共団体の地域をいう。以下同じ。）における貨物の輸送需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を 144 時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の特例措置の創設</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局自動車情報課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について</p> <p>東日本大震災における甚大な被害、その後の復旧・復興事業に際し、被災地域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成 23 年政令第 127 号）第 1 条に規定する特定被災地方公共団体の地域をいう。以下同じ。）における貨物の輸送需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を 144 時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の特例措置の創設</p>

が強く要望されているところである。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」という。）を臨時的に被災地域に設ける拠点（以下「被災地拠点」という。）に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. (略)
2. (略)
3. (略)
4. 特例措置の利用を開始、変更または廃止しようとする事業者は、次により配車元営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（以下「運輸支局等」という。）へ届出するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 届出書（廃止する場合を除く）には、以下の書面を添付すること。

なお、変更届出については、当該変更にかかるものに限る。

(ア) 車両置場及び睡眠に必要な施設に係る宣誓書（別添様式2）

(イ) 睡眠施設及び車庫の図面または写真

(ウ) 3. (2) (ウ) の取扱いをする場合は他の事業者との申し合わせ書（別添様式3）

(4) (略)

5. (略)
- (1) (略)
- (2) 届出書を受理した運輸支局等は、届出者に対し、当該届出書の写しを配車車両に備え置くよう指導すること（廃止する場合を除く。）。

6. 運輸支局等は、違反行為を防止するために次の措置を行うこと。

(1) 配車元営業所を管轄する運輸支局等においては、届出書の受理にあたり、2. 及び3. 各号が適切に実施されるよう当該事業者を指導するとともに、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への情報提供を行うこと。

が強く要望されているところである。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」という。）を臨時的に被災地域に設ける拠点（以下「被災地拠点」という。）に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. (略)
2. (略)
3. (略)
4. 特例措置の適用を受けようとする事業者は、次により配車元営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（以下「運輸支局等」という。）へ届出するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 届出書には、以下の書面を添付すること。

(ア) 車両置場及び睡眠に必要な施設に係る宣誓書（別添様式2）

(イ) 3. (2) (ウ) の取扱いをする場合は他の事業者との申し合わせ書（別添様式3）

(4) (略)

5. (略)
- (1) (略)
- (2) 届出書を受理した運輸支局等は、届出者に対し、当該届出書の写しを配車車両に備え置くよう指導すること。

6. 配車元営業所を管轄する運輸支局等は、違反行為を防止するために次の措置を行うこと。

(1) 届出書の受理にあたっては、2. 及び3. 各号が適切に実施されるよう当該事業者を指導するとともに、必要に応じ地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への情報提供を行うこと。

(2) 被災地拠点を管轄する運輸支局等においては、被災地拠点の実態把握に努め、必要に応じ配車元営業所を管轄する運輸支局等に情報提供すること。

(3) 地方実施機関からの通報等により、2. 及び3. 各号のいずれかに反する行為を行っていると思料される事業者に対しては、貨物自動車運送事業法第 60 条に基づく報告徴収又は監査を速やかに行うこと。

(4) 前記報告徴収、監査等により、法令違反の事実が確認された場合には、配車元営業所に対し、貨物自動車運送事業法第 33 条に基づく処分等を厳正に行うこと。

7. 本通達による取扱いの期間を超えることが予想される事業者に対しては、本通達による取扱いの期間終了までに被災地域内又はその付近に営業所を新設する認可を取得するよう指導すること。

8. 本通達による取扱いをした場合、配車車両に係る道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 12 条第 1 項の変更登録の規定にはあたらないことから同項の手続きは不要である。

9. 本通達による取扱いをした場合、事業計画の変更にあたらぬものであることに鑑み、システム台帳への入力不要である。

10. 本通達による取扱いは、本改正通達の適用の日から 1 年間とする。

(2) 地方実施機関からの通報等により、2. 及び3. 各号のいずれかに反する行為を行っていると思料される事業者に対しては、必要に応じ、貨物自動車運送事業法第 60 条第 1 項に基づき報告徴収を行うこと。

(3) 監査等により、法令違反の事実が確認された場合には、配車元営業所に対し、貨物自動車運送事業法第 33 条に基づく処分等を厳正に行うこと。

7. 本通達による取扱いをした場合、配車車両に係る道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 12 条第 1 項の変更登録の規定にはあたらないことから同項の手続きは不要である。

8. 本通達による取扱いをした場合、事業計画の変更にあたらぬものであることに鑑み、システム台帳への入力不要である。

9. 本通達による取扱いは、発出の日から 1 年間とする。

別 添

国自安第 73号
国自情第 113号
国自貨第 61号
国自整第 106号
平成23年9月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局自動車情報課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」（平成23年9月13日付け 国自安第19号、国自情第41号、国自貨第21号、国自整第46号）の一部を、別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年9月13日より適用することとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については公益社団法人全日本トラック協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

(3) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年5月2日
政令第127号） ※平成24年2月22日 改訂

別表第1（第1条関係 特定被災地方公共団体）

北海道：茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町

岩手県：宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町

宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亶理郡亶理町 同郡山元町 宮城県松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町

福島県：福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯舘村

茨城県：水戸市 日立市 土浦市 石岡市 結城市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町 北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町

埼玉県：久喜市

千葉県：千葉市 銚子市 船橋市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町

新潟県：十日町市 中魚沼郡津南町

長野県：下高井郡野沢温泉村 下水内郡栄村

国自安第 19号
国自情第 41号
国自貨第 21号
国自整第 46号
平成23年9月13日
国自安第 73号
国自情第 113号
国自貨第 61号
国自整第 106号
一部改正 平成24年9月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局自動車情報課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について

東日本大震災における甚大な被害、その後の復旧・復興事業に際し、被災地域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）第1条に規定する特定被災地方公共団体の地域をいう。以下同じ。）における貨物の輸送需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を144時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の特例措置の創設が強く要望されているところである。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」

という。)を臨時的に被災地域に設ける拠点(以下「被災地拠点」という。)に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が、配車元営業所に配置する車両等を当該営業所から被災地拠点に移動して事業活動を行おうとする場合であって、次項を満たす場合、勤務時間等基準告示中「一の運行」の適用において当該被災地拠点を運転者の所属する営業所とみなす。

なお、配車元営業所を出発してから同営業所へ帰着するまでの期間が144時間を超えない場合はこの限りでない。

2. 輸送の安全確保及び事業の適正遂行のため、前項のみなし規定(以下「特例措置」という。)の適用を受ける場合、被災地拠点は、次の各号をいずれも満たすこと。

(1) 勤務を終了した運転者が有効に利用することができる睡眠に必要な施設が確保されていること。

(2) 事業活動を行う車両(以下「配車車両」という。)を適切に駐車するための車両置場が確保されていること。

(3) 3.(2)による点呼が確実に履行される体制を整備すること。

3. 特例措置の適用を受ける場合の配車車両に係る運行管理及び車両管理は、次により行うこと。

(1) 配車車両に係る運行管理及び車両管理の責任は配車元営業所が負うこと。

(2) 配車車両の運転者に対し、次のいずれかの方法によりアルコール検知器を用いて確実に点呼を実施すること。

(ア) 被災地拠点に配置した運行管理者又は「貨物自動車運送事業輸送安全規則」(平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。)第18条第3項に規定する補助者(以下「補助者」という。)による対面点呼を実施すること。

(イ) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成13年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)第7条点呼等1.(5)に示された方法によるIT点呼を実施すること(配車元営業所が、同(3)のGマーク営業所である場合に限る。)

(ウ) (ア)又は(イ)のいずれも困難な場合については、配車元営業所の運行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)との電話その他の方法による点呼を実施する都度(輸送安全規則第7条第3項の規定による点呼を除く。)、他の自動車運送事業者に属する者(補助者の選任要件を満たす者であって、かつ、本取扱いに係る業務を行うことについて、申し合わせがなされている事業者に属する者に限る。)により当該点呼を受けた

運転者の疾病、疲労、飲酒等の状態について、対面による確認を受け、当該点呼を実施した運行管理者等は、その確認結果について、確認を行った者から報告を受け、記録すること。

- (3) 法令に基づく日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施すること。
- (4) 配車車両についての運行管理及び車両管理に関する業務の実施状況を被災地拠点から、随時、報告させるとともに法令に基づき必要となる配車車両に係る記録の保存等の業務を実施すること。

(注) 配車車両がデジタル式運行記録計を備えている場合（アナログ式運行記録計を併せて備えている場合を除く。）、同記録計に対応する解析システム（解析ソフトウェア、読取装置、解析装置、電子ファイル保存装置等）を被災地拠点に備え置くか、又は、随時、同記録計による記録を電子媒体により配車元営業所へ送付する必要がある。

- (5) 上記（2）～（4）に係る業務の処理方法については、運行管理規程等に明確に定めること。

4. 特例措置の利用を開始、変更または廃止しようとする事業者は、次により配車元営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（以下「運輸支局等」という。）へ届出するものとする。

- (1) 被災地拠点毎に届出すること。
- (2) 届出書は、別添様式1によること。
- (3) 届出書（廃止する場合を除く）には、以下の書面を添付すること。
なお、変更届出については、当該変更にかかるものに限る。
 - (ア) 車両置場及び睡眠に必要な施設に係る宣誓書（別添様式2）
 - (イ) 睡眠施設及び車庫の図面または写真
 - (ウ) 3.（2）（ウ）の取扱いをする場合は他の事業者との申し合わせ書（別添様式3）
- (4) 届出書の提出部数は、3部（配車元営業所と被災地拠点が同一県内の場合は2部）とする。

5. 届出書の処理は次のとおりとする。

- (1) 前項の届出書を受理した運輸支局等は、受理印を押印のうえ、届出者の控として1部を返付するとともに、被災地拠点を管轄する運輸支局に1部を送付すること。
- (2) 届出書を受理した運輸支局等は、届出者に対し、当該届出書の写しを配車車両に備え置くよう指導すること（廃止する場合を除く。）。

6. 運輸支局等は、違反行為を防止するために次の措置を行うこと。

- (1) 配車元営業所を管轄する運輸支局等においては、届出書の受理にあたり、2.及び3.各号が適切に実施されるよう当該事業者を指導するとともに、地方貨物

自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への情報提供を行うこと。

- （２）被災地拠点を管轄する運輸支局等においては、被災地拠点の実態把握に努め、必要に応じ配車元営業所を管轄する運輸支局等に情報提供すること。
- （３）地方実施機関からの通報等により、２．及び３．各号のいずれかに反する行為を行っていると思料される事業者に対しては、貨物自動車運送事業法第 60 条に基づく報告徴収又は監査を速やかに行うこと。
- （４）前記報告徴収、監査等により、法令違反の事実が確認された場合には、配車元営業所に対し、貨物自動車運送事業法第 33 条に基づく処分等を厳正に行うこと。

7. 本通達による取扱いの期間を超えることが予想される事業者に対しては、本通達による取扱いの期間終了までに被災地域内又はその付近に営業所を新設する認可を取得するよう指導すること。

8. 本通達による取扱いをした場合、配車車両に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 12 条第 1 項の変更登録の規定にはあたらないことから同項の手続きは不要である。

9. 本通達による取扱いをした場合、事業計画の変更にあたらぬものであることに鑑み、システム台帳への入力不要である。

10. 本通達による取扱いは、本改正通達の適用の日から 1 年間とする。

特例措置（利用開始・変更・廃止）届出書（該当するものに○を付けて下さい）様式 1

運輸局 運輸支局長 殿		届出年月日	平成	年	月	日
運輸監理部長 殿		事業者番号	No.			
フリガナ						印 (※)
事業者名 (代表者名)	()					
郵便番号	〒	電話番号	()			
住所						
配車元営業所名						

被災地拠点への移動内容	
被災地拠点連絡先	
担当者名：	電話番号： ()
移動期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
運行管理者等氏名	(管理者・補助者) (管理者・補助者)
点呼の体制	(ア) 対面点呼 (イ) IT点呼 (ウ) 電話点呼+対面確認
睡眠に必要な施設1	位置： 名称：
睡眠に必要な施設2	位置： 名称：
車両置場1	位置： 名称：
車両置場2	位置： 名称：
配車車両 (計 両)	自動車登録番号

※代表者印を押印することに代えて、署名することができます。この場合、必ず代表者本人が自署して下さい。

注) 1 この届出書は配車元営業所及び車両に備え置いて下さい。

注) 2 変更届出及び廃止届出の際も全ての欄を記載して下さい。

(運輸支局等 受付印)

運輸局 運輸支局長 殿
運輸監理部長 殿

宣 誓 書

今般、「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について（平成 23 年 9 月 13 日付け国自安第 19 号、国自情第 41 号、国自貨第 21 号、国自整第 46 号）」の届出書に記載した被災地域の拠点に係る睡眠に必要な施設、車両置場について、下記のとおりであることを宣誓いたします。

記

1. 睡眠に必要な施設、車両置場について、使用権原を有していること。
2. 睡眠に必要な施設、車両置場の施設規模が適切であること。
3. 関係法令に抵触していないこと。

平成 年 月 日

住所

氏名又は名称

代表者の氏名

印

（備考）氏名を押印し、押印することに代えて、署名することができます。
この場合、必ず本人が自署して下さい。

「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」（平成23年9月13日付け国自安第19号、国自情第41号、国自貨第21号、国自整第46号。以下「特例通達」という。）記3.（2）

（ウ）の取扱いを行うにあたり、甲と乙とは下記の申合せを行った。

なお、本申合せ書における用語の定義は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及び同法に基づく命令並びに特例通達の例による。

記

1. 甲は、特例通達の適用を受けて被災地拠点に配車する運転者の疾病、疲労、飲酒等の状態について、当該運転者が所属する営業所（配車元営業所）の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が電話による点呼（乗務途中における点呼を除く。）を実施した都度、乙に属する者（補助者の要件を満たす者に限る。）により対面による確認を受けさせるものとする。

2. 乙は、自らに属する者（下表の者）に前項の確認を行わせるとともに、確認を行った都度、当該点呼を実施した配車元営業所の運行管理者等へ確認結果の報告を行わせるものとする。

表：乙に属する対面確認を行う者

氏名	運行管理者資格者証番号又は基礎講習修了番号

3. 前2項にかかる費用の弁済その他の契約及び実施方法の詳細の策定は別途行うものとする。

平成 年 月 日

(甲)

事業者名
代表者名
住所



(乙)

事業者名
代表者名
住所

